

サンビレッジクリニック訪問リハビリテーション事業所 運営規定

(事業の目的)

第1条 医療法人社団 萌生会（以下「事業者」という。）が開設する「訪問リハビリテーション いぶき」指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（以下「療法士等」という。）が、病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問リハビリ及び指定介護予防リハビリ（以下「訪問リハビリ」という。）の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問リハビリを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の療法士等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた、自立した日常生活を営む事が出来るよう、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し計画的に行う。

2. 事業の実施にあたり、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 サンビレッジクリニック 訪問リハビリテーションいぶき
- (2) 所在地 旭川市神居2条18丁目16番16号

(職員の職種・員数及び職内容)（指定訪問リハビリ及び指定介護予防訪問リハビリを兼務する）

第4条 事業所に勤務する職種・員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管 理 者 1名（兼務）

管理者は、指定訪問リハビリテーション等の従業者の管理及び利用の申込に係る調整・業務の実施状況の把握その他の管理を一元化行なう。

- (2) 医 師 2名（兼務）

医師は、指定訪問リハビリテーション等の実施に当たり、当該事業所の療法士等に対し利用者に対するリハビリテーションの目的に加え開始前又は実施中の留意事項及び中止する際の基準、リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいづれか1以上の指示を行う。

- (3) 理学療法士若しくは作業療法士 1名以上（兼務）

利用者の訪問リハビリ計画の立案・評価を行うとともに、自らも訪問リハビリの提供にあたるものとする。

- (4) 事 務 員 1名（兼務）

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、事業者医療法人社団萌生会の職員就業規則に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日 通常月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日・8月13日～8月15日及び12月30日～1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

(訪問リハビリの提供方法)

第6条 訪問リハビリの提供方法は次のとおりとする。

- (1) 訪問リハビリの利用希望者が、かかりつけの医師に申し込み、医師が交付した訪問リハビリの指示書に基づいて訪問リハビリ計画を作成し、訪問リハビリを実施する。
- (2) 利用希望者又は家族から事業所に直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるように指導する。
- (3) 利用希望者に主治医がない場合は、事業所から旭川医師会に調整等を求めるように指導する。
- (4) 介護保険法の訪問リハビリの提供に際しては、居宅介護支援事業所との連携を図る。

(実施地域)

第7条 旭川市内とし、その他の地域においては相談に応ずる。但し、通常の実施地域を越えてサービスを提供する場合には、所定の単位数の5%の加算をいたします。

(緊急時等における対応方法)

第8条 療法士等は、訪問リハビリを実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は速やかに主治医に連絡し適切な処置を行うこととする。

- また、主治医に連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処理を講じるものとする。
2. 療法士等は前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに主治医及び当該利用者の家族・市町村・当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡をするものとする。

(介護保険法の訪問リハビリの利用料)

第9条 訪問リハビリを提供した場合には、別紙料金表により徴収する。

2. 訪問リハビリを開始するにあたり、あらかじめ利用者や家族に対しその趣旨の理解を得ることとする。

(苦情の処理)

第10条 指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、提供したサービスに係る介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は当該市町村の職員から質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合はそれに従い必要な改善を行うものとする。
3. 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会

が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合はその指導・助言に従って必要な改善を行うものとする。

(衛生管理等)

第11条 従業者等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は、利用者及び家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱」に努めるものとする。

2. 事業者が得た利用者及び家族等の個人情報については事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は家族及び代理人の了承を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待防止のため次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施。
(2) 利用者及び家族からの苦情処理の整備。
(3) その他虐待防止のために必要な措置。

2. 事業所は、サービス提供中に従業者又は擁護者（利用者の家族等、高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等に通報するものとする。

(感染症対策)

第14条 事業者において感染症が発生し、又は、まん延しないように、次に掲げる措置を講ずる。

(1) サービス提供者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。
(2) 事業者の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
(3) 事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底する。
(4) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
(5) 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定)

第15条 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。

2. 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

3. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(ハラスメント対策)

第16条 事業者は、サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(利用料その他の費用)

第17条 訪問リハビリに要した交通費及び、自家用車を使用した場合の交通費は別紙1のとおり徴収する。

2. 訪問リハビリをキャンセルする場合、前日及び当日の訪問開始時間の1時間前までに連絡のない時にキャンセル料として別紙1-2のとおり徴収する。

(その他運営についての留意事項)

第18条 事業所は、社会的使命を十分認識し療法士等の資質の向上のために、研究・研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

2. 事業所は療法士等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、療法士等を感染の危機から守るため、使い捨ての手袋等感染予防するための備品を備え、事業所の設備等についても衛生的な管理に努める。
3. 事業所の見やすい場所に運営規定の概要・療法士等の勤務体制等の重要事項を掲示する。
4. 事業所の療法士等及び療法士等であった者が正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。
5. この規定に定める事項以外に運営に関する重要事項は、医療法人社団萌生会と事業所との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成18年10月 1日より施行する。

この規定は、平成26年 4月 1日より改正する。

この規定は、平成27年 8月 1日より改正する。

この規定は、平成28年 3月 1日より改正する。

この規定は、平成30年 4月 1日より改正する。

この規定は、平成31年 1月15日より改正する。

この規定は、平成31年 1月16日より改正する。

この規定は、平成31年 4月 1日より改正する。

この規定は、令和 6年 4月 1日より改正する。